

宇美町こども計画

うみっ子未来プラン

— 概要版 —



令和7年3月
宇美町

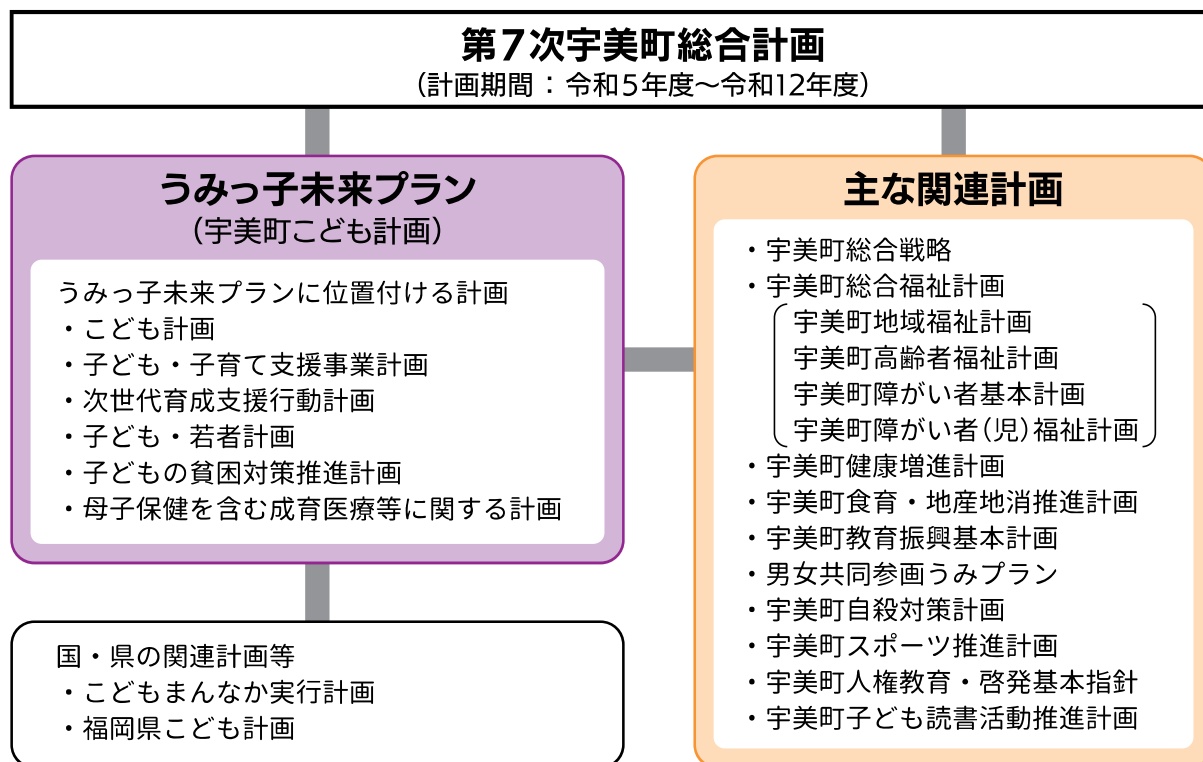
I 計画の概要

▶ 計画策定の趣旨

- 本町では、これまで「うみっ子未来プラン（第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、幼児教育・保育事業を提供するとともに、母子保健の充実やこどもの生きる力を育成する教育環境の整備、こどもの育ちを支えるまちづくりの推進を図ってきました。
- 国では、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針等について定めた「こども大綱」を策定しました。
- 今回策定する「うみっ子未来プラン（宇美町こども計画）」は、第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画において推進・充実を図ってきた各施策に、こども大綱において推進を図るべきと定められたこども施策の視点を加え、こども施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

▶ 計画策定の位置付け

- 本計画の策定にあたっては、「第7次宇美町総合計画」（令和5～令和12年度）を上位計画とし、「宇美町総合福祉計画」「宇美町健康増進計画」「宇美町教育振興基本計画」などの福祉、保健、教育分野の基本計画をはじめとした関連計画の内容を踏まえて策定しています。



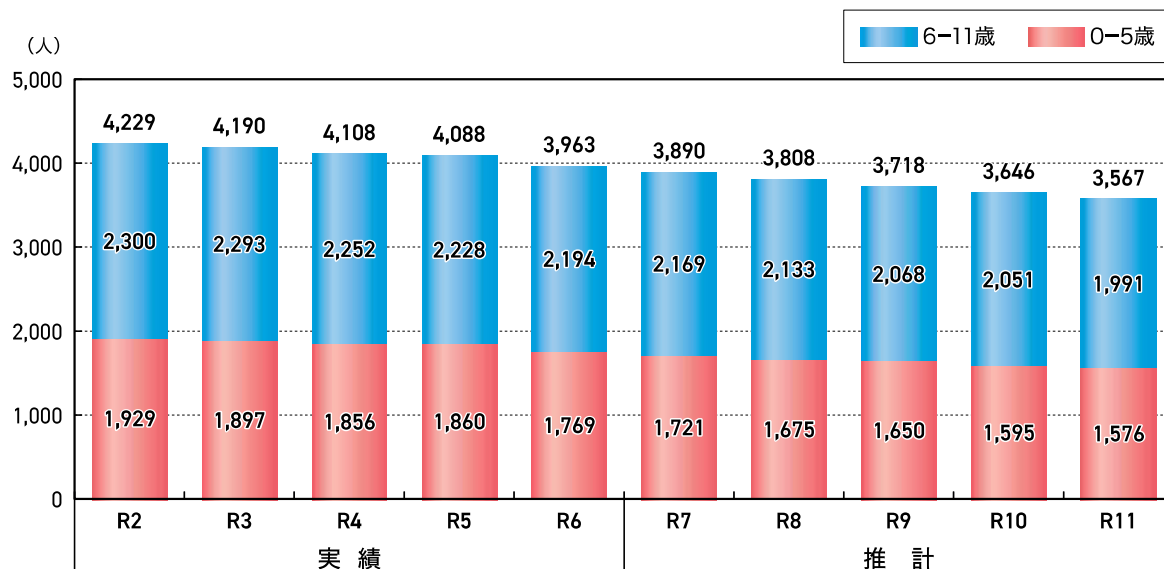
▶ 計画の期間

- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。
- また、本計画における施策が社会情勢の変化のなかで、効果的に実現するように、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和9年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

II 宇美町の子ども・子育ての状況

▶ 児童人口(小学生以下)の推移

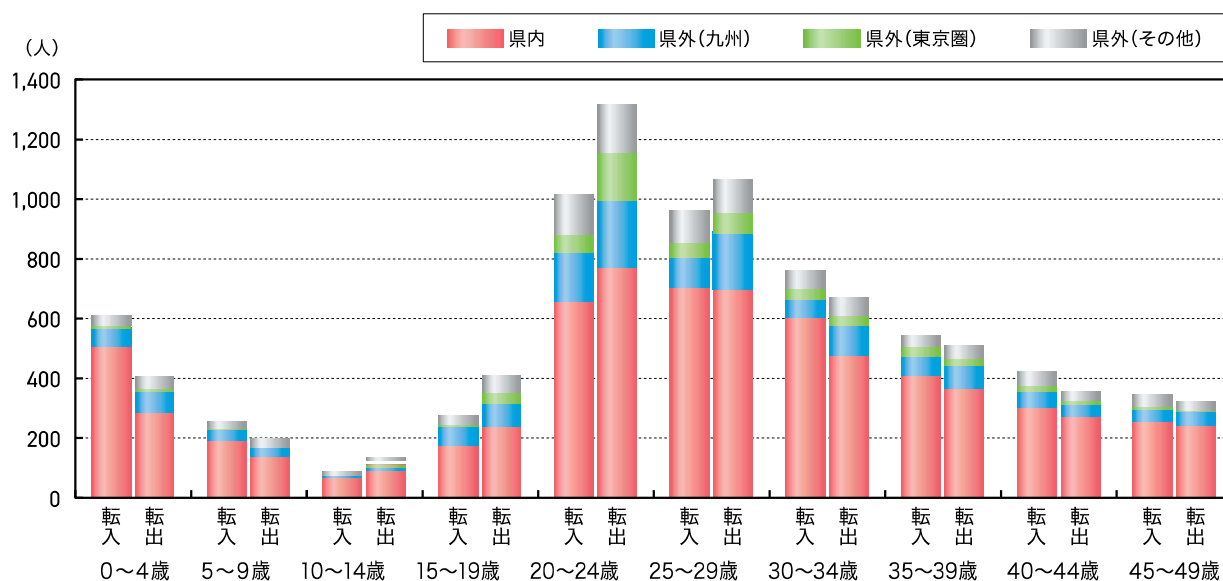
- 就学前児童（0～5歳）は、令和6年度（4月1日現在）1,769人から、令和11年度1,576人へと193人減少する見込みです。小学生（6～11歳）も同様に、令和6年度（4月1日現在）2,194人から、令和11年度1,991人へと203人減少する見込みです。



資料/令和3～6年度:住民基本台帳(4月1日現在)、令和7～11年度:コホート変化率法による推計値

▶ 49歳以下の転入者数・転出者数(令和2年～令和5年合計)

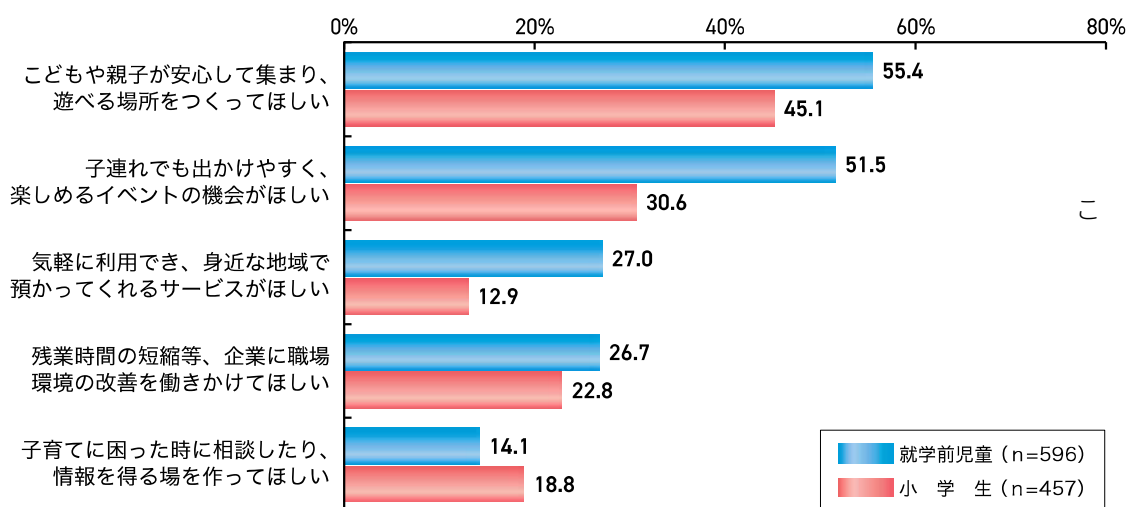
- 15～29歳で、転入者数に比べ各地域への転出者数が多くなっており、特に15～24歳での転出者数が多く、進学や就職に伴う転出などが考えられます。さらに、30～49歳が転入超過となっていることから、子育て世代の転入が一定数あることが分かります。



資料/デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「04_男女、年齢、移動前の住所地別転入者数・男女、年齢、移動後の住所地別転出者数」より加工、集計(国外からの転入、国外への転出者は除く)

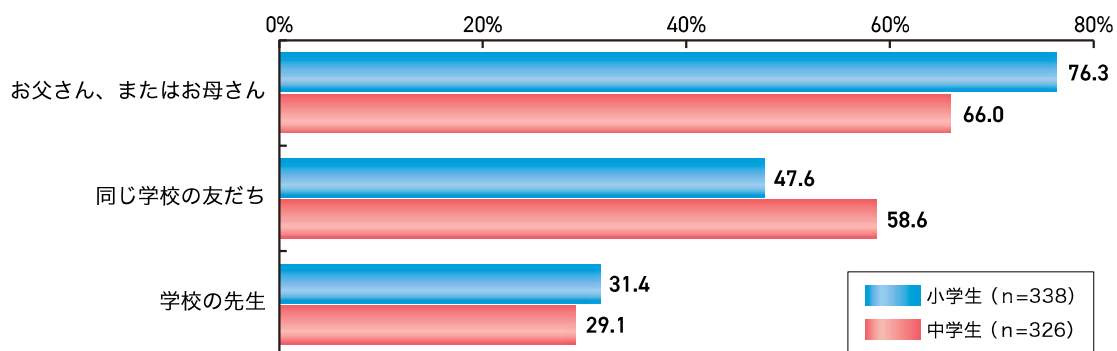
▶ 充実を図ってほしい子育て支援

- 本計画を策定するために0～5歳の就学前児童と小学生の保護者に実施したアンケート調査で、今後充実を図ってほしい子育て支援をたずねたところ、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場所をつくってほしい」という意見が1位に挙げられています。



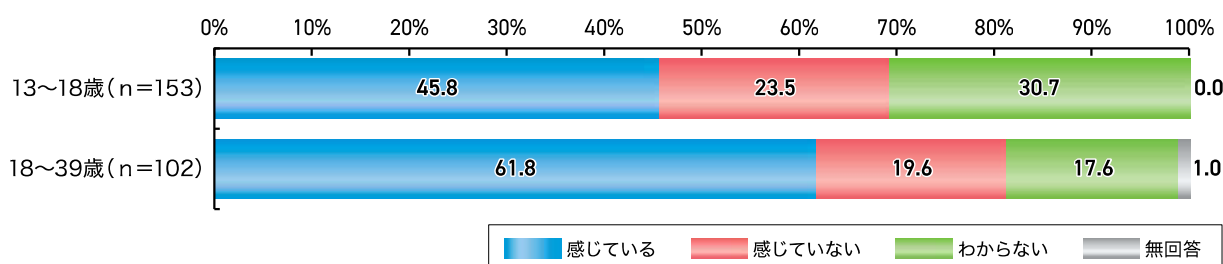
▶ 困りごとや悩みを相談できると思う人(小・中学生本人の回答)

- 小学生と中学生本人に実施したアンケート調査で、あなたが相談できると思う人についてたずねたところ、小学生・中学生ともに「お父さん、またはお母さん」という意見が1位に挙げられています。



▶ 将来への不安

- 13歳～39歳の若者世代に実施したアンケート調査で、将来への不安についてたずねたところ、「感じている」の割合は、13～18歳で45.8%、18～39歳で61.8%となっています。



Ⅲ 計画の基本的な考え方

▶ こども計画の目標

- 本計画では、こどもを安心して産み育てることができるよう町全体で子育てを応援し、すべてのこどもたちやその家族に笑顔が生まれ、輝く未来を思い描き、実現できるまちをめざして、以下の目標を掲げています。



『未来』と『笑顔』をうみだす
こどもまんなか まちづくり

▶ ライフステージ別の目標

- こども計画の目標の実現に向けて、次の4つのライフステージ別の目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

① 妊娠期～乳幼児期 安心してこどもを産み育てられるまちづくり

質の高い教育・保育事業を安定的に提供するための人材育成や確保、多様な教育・保育事業の充実、地域で安心して子育てができるための一時預かりや病児保育等の事業の充実、妊娠期や産前・産後、こどもの成長段階にあわせた保護者の心身の健康支援、こどもの健やかな成長のための健康支援の充実を図り、安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

② 学童期・思春期 学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり

行政・学校・家庭・地域が連携して、児童生徒一人ひとりに応じた学びのサポートや基本的な生活習慣の形成、体力の向上、道德教育や様々な体験活動の充実、児童生徒や保護者にとって安全・安心な教育環境の整備等を推進し、こどもたちの郷土への誇りと生きる力を育むまちをめざします。

③ 青年期 若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり

県と連携した若者の出会いの機会・場の創出支援、若者の就職に関する支援や相談窓口との連携、若者の移住・定住促進や関係人口・交流人口増加に向けた町の魅力づくり及びPRを推進し、若者の自立と思い描く未来を応援するまちをめざします。

④ 全年齢 すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり

こども・若者、子育てにやさしいまちづくりに向けた住民への啓発や小児医療の充実、障がい児・医療ケア児の支援、こどもの貧困・虐待・ヤングケアラー・自殺対策等の権利擁護、こども・若者を犯罪・事故から守る環境づくり等を推進し、すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちをめざします。

計画の主な事業

ライフステージ別目標 **1** 〈妊娠期～乳幼児期〉 安心してこどもを産み育てられるまちづくり

(1) 多様な教育・保育事業の充実

通常保育事業	保護者の就労等により保育が必要な、概ね3か月から就学前までの児童を保護者等に代わって保育します。今後も多様なニーズに合わせた保育サービスが提供できるよう検討していきます。
延長保育事業	通常保育の後に時間を延長して保育を実施します。
一時保育事業	保護者の病気やけが、子育て疲れの解消など、緊急または一時的に保育が必要となる児童に対する保育を、時間単位で実施します。また、一定程度の日時に保育が必要な児童に対しても保育を実施します。現在、宇美町立原田保育園で実施しており、今後も継続して実施します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

子育て支援センター機能の充実	就学前のこどもとその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。また子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、国の施策により令和8年度から全自治体で実施することとされているため、実施可能な保育所等や幼稚園と調整等を進めます。
子育て短期支援事業の推進	保護者の疾病や育児疲れ、出産や仕事などでこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、こどもを預かるこどもショートステイ事業を新規事業として実施します。また、保護者の方がこどもと一緒に宿泊しながら相談・支援を受けることができる親子ショートステイ事業も併せて実施し、安心して子育てができる環境を整えます。

(3) 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援

妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や相談支援体制強化	母子健康手帳交付時に、妊娠中の心身の変化や胎児の育ち等について、妊娠届出時の既往歴や喫煙等のアンケートの情報を活用した保健指導を行い、正しい知識の普及を図ります。また、妊娠期からの切れ目のない継続的な支援を実施するために、子育て応援アプリ「うみにょん」等を活用し、妊娠中のからだの変化や妊婦健診・歯科健診の受診勧奨に関する情報発信等の支援体制強化を図ります。
「妊婦のための給付交付金」を活用した伴走型相談支援	「妊婦のための給付交付金」を活用し、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。
乳幼児期における生活習慣の形成・定着	乳幼児健診の際に、適切な時期に健全な成長発達を遂げるための「生活リズム」「むし歯の予防」等に関する保健指導を行います。

(1) 確かな学力と健やかな体の育成

確かな学力の育成	・各種学力調査等の結果を分析し、実態を踏まえて学力向上プランの作成及び活用を進め、取組の改善につなげます。 ・ICTを活用した学習活動の充実に向けて、小・中学校の取組を共有し、推進を図ります。 ・学習に関する支援員等を配置して支援体制を充実させ、児童生徒一人ひとりに応じた学びをサポートします。
学校と地域とが連携・協働した教育活動の推進	町民の教育に対する関心と理解を深めるとともに次世代を担うこどもの育成を期して制定した「宇美町教育の日（11月第2土曜日）」を中心に宇美町立小・中学校の特色ある教育活動を展開します。また学校は「学力の向上」、家庭は「基本的生活習慣や働く力の育成」、地域は「人間関係力の育成」に力を注ぎながら互いの役割と責任を果たすことができるように相互が連携及び協働した取組の推進に努めます。
学童期における生活習慣の形成・定着及び食育の推進	小学校5年生、中学校2年生に小児生活習慣病予防健康診査（うみっ子健診）を行い、その結果を基にこどもが自分の身体を知り、生活習慣病発症予防のための生活習慣について考え、主に食習慣について親子で学習する場とします。 ・児童生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、心身ともに健康な学校生活を送るために、学級活動や保健分野の授業等を通じた指導・育成を行います。 ・給食の時間や総合的な学習の時間等において、積極的な食に関する教育の推進をめざします。また、学校給食運営検討委員会を計画的に実施するとともに、全小・中学校において「弁当の日」を計画・実施します。さらに、保護者に対して食に係る啓発を行い、食育の充実を図ります。

(2) 豊かで健全な心と生きる力の育成

郷土愛を育む教育の推進	地域人材や教育文化財を活用した郷土教育を推進したり、教育課程に副読本「わたしたちの宇美」を活用した学習活動を位置付けたりしながら、郷土“宇美”の歴史や文化、自然を知り、それらに親しみ、愛情を深め、ひいては郷土に進んで貢献しようとするこどもを育成します。
読書教育の推進	・「司書教諭・学校司書合同研修会」を開催し、学校図書館と町立図書館との連携を深めるとともに、「宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を通して、様々な情報を整理したり、自ら考え、判断し、表現したりする力を育成します。 ・教育活動の中に、読み聞かせ活動や読書週間、「読書タイム」等を位置付けるとともに、本に親しむことができる時間を設けることで児童生徒一人ひとりの読書習慣の定着を図ります。
職場体験等の推進	小学校において、町内または県内の施設・職場等へ社会科見学を行うことで、町への親しみや愛着を育むほか、地域の米作りに携わることで、米作りの大変さや工夫などを学び、豊かな心の育成を図ります。中学校においては、町内や近隣市町の事業所への職場体験を通して、働くことの意味や価値を理解し、社会性を身に付けるような取組を行います。

(3) 安全・安心・適切な教育環境づくり

放課後児童クラブ (学童保育)の実施	保護者が就労等により家庭で保育することができない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、放課後児童の健全な育成を図ります。各小学校内5小学校10クラブ及び学校外1クラブ（全校区利用）の体制で運営を行います。待機児童解消に向けて、受け皿を拡充できるように今後継続して取組を行います。
いじめ防止対策の強化	「いじめに関するアンケート調査」や「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（Q-U）」等を計画的に実施して実態を把握し、いじめを積極的に認知して、早期発見・早期対応に努めます。また、「生徒指導担当者研修会」を実施し、Q-Uの結果に基づいた児童生徒支援の在り方についての理解を深め、適切な対応が行われるように、Q-Uの結果を基にしたいじめ・不登校対策に係る校内研修を支援します。
宇美町立学びの多様化 学校の開設	不登校の小・中学生が通う町立の「学びの多様化学校」を令和7年度4月に開校します。学びの多様化学校は、学習指導要領にとらわれず、指導内容や授業時間を柔軟に決めることができる文部科学省指定の学校となります。町立原田小、宇美南中の小中一貫分校として、町こども教育総合支援センター「うみハピネス」の2階に設置します。

ライフステージ別目標 **3** 〈青年期〉 若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり

(1) 自立と思い描く未来の実現に向けた支援

起業家教育の推進	創業支援事業計画に基づき、宇美町商工会と連携し、創業希望者に対する企業塾を入り口にビジネスモデルの作成支援等を行います。また、新規起業者の事業活動展開の場及び地域住民の交流の場として、JR宇美駅前広場を活用します。
若者にとって魅力ある 地域づくり	福岡県移住・定住ポータルサイト「福がお〜か暮らし」において、子育て支援をはじめとした施策や町の魅力を情報発信し、移住・定住の促進を図ります。また、子育て世帯など移住を検討している方向けのホームページを作成し、移住に関する相談窓口を開設します。さらに、他市町の先進事例等を情報収集しつつ関係人口増加施策の充実を図ります。
	男女共同参画社会の実現や仕事と子育ての両立の環境整備の重要性について、ホームページや広報をはじめ、町立図書館での特設ブースの設置や役場での啓発用サインボードの設置等、様々な方法で啓発・情報発信します。また、女性活躍に積極的に取り組む企業を支援するため、公共調達等における措置の導入などに向けた調査・研究を進めます。
	宇美町の恵まれた自然や歴史、文化、人等とふれあう体験型観光の充実、PR活動の推進、SNSを活用し、町と情報発信者の双方向で相乗効果のある参加型の情報発信の取組を行います。ふるさと宇美町応援寄附制度の寄附者との関わりを継続し、交流・関係人口の拡大を図ります。また、宇美町地域公共交通計画に基づき、便利で持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ります。

(2) 悩みや不安を抱える若者に寄り添う支援

若者の居場所の確保	気軽に集まり、勉強をしたり、語らえる場を提供するとともに、支援が必要な場合に相談ができる居場所の設置を検討します。
悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	プライバシーに配慮しつつ個室等で悩みの内容・原因を聞き取り、町の福祉サービス及び福岡県の関係機関（ひきこもり地域支援センター、若者サポートステーション（就労）、困りごと相談室、ほっとサロン、当事者会、家族会等）へのつなぎを行います。
	「福岡若者サポートステーション」（県内4か所）や「福岡若者自立相談窓口『若まど』」（大野城市）をはじめとした相談支援機関と連携し、こども家庭センターにおいて相談があった際には適切につなぎ、必要に応じて情報共有を行います。また、若者を対象とした相談支援機関やサービスについて、住民への周知を行います。

ライフステージ別目標 **4** 〈全年齢〉すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり

(1) こども・若者まんなか社会の基盤づくり

こども・若者の居場所づくり	・小学生も行ける場所で、勉強をしたり、夏休みの宿題を教えてもらえたり、友達とカードゲームができたり、友達とリラックスして語らえる場の設置について検討していきます。 ・こどもや若者が落ち着いて学習できるよう公共施設などにWi-Fi環境が整った自主学習スペースを確保するとともに、ホームページやSNSなどで利用について情報発信を行います。
	小学校区コミュニティ運営協議会が実施するこどもたちが参加しやすい事業の取組を支援します。また、共働事業提案制度を活用した地域の特色を活かしたイベント等による居場所づくり等、引き続き地域の交流が生み出されるような事業の実施支援を行います。
	地域と学校が連携して、心豊かでたくましいこどもを社会全体で育むため、学校等を活用して安全安心なこどもたちの居場所を設け、スポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等に取り組んである「いきいきいのっこ子ども教室」をはじめとした取組への支援を行います。
こども・若者が意見を表明しやすい環境整備	オンラインアンケート等のSNSを利用して、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備を行います。また、こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、子ども・子育て支援条例及びこども基本法とともに、こども・若者の意見表明についても周知・啓発を行います。
	・宇美町青少年育成町民会議と連携し、町内小・中学校の児童生徒が、広い視野を持って倫理的に物事を考える力などを身につけてもらうことを目的に、「主張大会や標語」事業を実施します。 ・町内中学生と大人が様々なお題をもとに相手を変えながら対話を行う「トークフォークダンス」を実施し、活発な交流を行うことにより、意見を表明しやすい環境と気運の醸成を図ります。

(2) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり

多様な遊び・体験活動の推進	こどもから高齢者が宇美町の自然や歴史、及び年代に応じた課題や現代的課題について、学びを深め、地域の一員としての役割に気付き、豊かな人生を送ることができるようにすることを目的に中央公民館講座「ビビっと★うみラボ」を実施します。また、こどもたちに多様な体験活動を提供する「体験交流イベント」を町内各団体、企業等と連携して実施します。
	町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの親しみを育むための森林・林業体験活動を行うなど、森林づくりへの直接参加を推進します。
子育てしやすいまちの環境整備	公園の整備や管理運営についての方針を定めるため、緑の基本計画を策定するとともに、公園が充足していない地域があることを踏まえ、公園適正化計画等の策定を進めます。また、一本松公園については、キャンプエリアやバーベキューエリア、自由広場等の設定や駐車区画の整理を行い、ニーズに沿った公園整備を推進します。
	都市公園法に基づく年1回の遊具の法定点検の実施、職員や委託業者の巡回、自治会等の協力による利用者の安全確保に努めます。また、地域の年齢層を鑑み、各公園に適当な遊具を選定し、にぎわいのある公園づくりをめざします。一本松公園については、遊具等の公園施設の再配置を検討し、こどもや家族等の幅広い年齢層が快適な利用ができる風致公園をめざします。

(3) こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

小児医療体制の充実	乳児全戸訪問で保護者に「福岡県小児救急医療ガイドブック」を配布し、適切な活用や対応について保健指導を行います。また、休日診療所の案内等適切な情報提供を行います。今後も、子育て応援アプリ「うみにょん」等デジタルを活用し、最新の情報提供ができるよう努めます。
-----------	---

(4) こどもの貧困対策及び経済的負担軽減策

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減	こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、中学校卒業の年度末までのこどもに対し、福岡県と町で医療費の一部助成を行います。また、就学前までは、入院・入院外無料、小・中学生については、入院無料・入院外（1医療機関につき）500円で一部助成を行います。今後、医療費助成の対象拡充について、粕屋保健医療圏の市町の動向を踏まえながら、検討を進めます。
	宇美町若年者専修学校等技能習得資金貸与、生活福祉資金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付、養育費相談、自立支援教育訓練給付金、児童手当、児童扶養手当、非課税世帯等給付金等の制度の周知・広報及び手続き等に関する事務を行います。
	・国の施策により令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しており、無償化の対象拡大については、近隣自治体の情報収集に努めます。 ・福岡県が実施する「進学学習支援事業」についてホームページや広報・SNS等を活用し、情報発信を行います。また、長期休暇中等に公共施設等で無料で勉強を教えてもらえる場の提供ができるよう検討を進めます。
	経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、郊外活動費などの就学に必要な費用（一部）の援助を行います。また、翌年度入学予定者に対して、新入学児童生徒学用品費を「入学準備金」として前倒し支給します。

困難を抱えるこども・若者の早期発見・支援	・様々な問題を抱えるこども・若者の早期発見のため、各関係課、小・中学校、高校等が連携を図り、虐待防止を含めた早急な対応を行います。こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、必要な支援を行います。 ・抱える問題に対し、自らSOSを出せない場合や問題意識が低い場合には、各関係機関がアウトリーチ支援を行うとともに、継続した見守りなどの支援を行います。
-----------------------------	---

(5) 障がい児・医療的ケア児等への支援

障がい特性等に応じた質の高い支援の提供	障がい特性等に応じた障害福祉サービスの決定を行うほか、障がい児通所支援事業所等による保育所等訪問支援事業を通じて、地域社会への参加や包容を推進します。医療的ケア児については、医療的ケア児の関係機関による協議会を開催し、関係機関との情報共有を行うとともに、相談支援事業所のコーディネーターが会議への参加を通じて支援の調整を行います。また、医療的ケア児在宅レスパイトを実施し、家族の介護負担軽減を図ります。 ・市内の保育所等において障がい児保育を実施し、個々の特性や状況に応じた支援を行います。 ・こども家庭センターにおいて、障害児相談支援事業所等の事業者と連携を図ります。また、発達支援の必要なこどもに対し、こども療育センター「すくすく」において、こどもの特性に応じた療育を実施します。 ・乳幼児健診や訪問等での発達に関する相談について、特性に応じて医療機関または療育機関等につなぐ体制を整えます。
医療的ケア児等への支援体制強化	医療的ケア児の家族への訪問やアンケートを通じて実態把握を行い、関係機関会議において問題解決を図ります。また、聴覚障がい児に関する特別支援学校が実施している相談窓口の案内や補聴器の相談を行います。 ・障がいや発達特性のあるこどもに対し、こども療育センター「すくすく」において専門職による療育を実施します。また、保護者や家族からの相談に対応し、必要な助言や情報提供をするとともに、こどもに対するよりよい関わり方についてのアドバイス等、家族に対する支援を行います。 ・保育所等や幼稚園における医療的ケア児受入れのためのガイドラインを早急に着手し、計画期間内に策定します。 小・中学校へ特別支援教育支援員を配置し、必要に応じて障がいのある児童生徒や医療的ケア児への支援体制の強化を行います。

(6) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

こども家庭センターを中核とした支援体制の構築	虐待防止の取組を強化するため、こども家庭センターを令和6年4月に設置しました。母子保健と児童福祉の両機能が連携・共働し、虐待への予防的対応及び子育てに困難を抱える家庭に対し、切れ目のない対応を行います。母子保健事業における育児相談等を通じ、支援ニーズの把握を行い、虐待の早期発見と未然防止に努めます。また、こども家庭センターによる支援強化のため保育所等や幼稚園、小・中学校や地域の支援者、各関係団体とのよりよい連携体制の構築をめざします。
-------------------------------	--

ヤングケアラーの早期把握、支援体制の構築	家事や介護等を日常的に行っているヤングケアラーは、お手伝いとの境界が曖昧であり、顕在化しづらい状況にあります。福祉・介護・医療における情報共有及び連携強化で、ヤングケアラーが疑われるこどもの早期把握を行い、負担軽減・解消のため様々なサービスの利用促進を図ります。また、小・中学校等でヤングケアラーの周知を行い、早期把握を図るための、こどもからの相談を受ける体制作り、世帯全体を支援する体制作りに努めます。
	ヤングケアラーの早期把握については、小・中学校において児童生徒への学校生活・家庭生活アンケートの回答からいち早く把握できるように取組を行っています。ヤングケアラーの可能性がある場合はその支援について学校及び関係機関と連携して適切な問題の解決を図ります。

(7) 自殺対策、犯罪・事故等から守る環境づくり

自殺リスク早期発見や相談体制の整備	自殺予防週間（3月）、自殺対策強化月間（9月）に、ホームページや広報で自殺予防の啓発を行うとともに、「ふくおか自殺予防ホットライン」「子どもの人権110番（福岡法務局）」「きもちよりそうライン@ふくおかけん」等の相談窓口の周知や、自殺予防啓発の冊子「話してみませんか？あなたの心のSOS」を中学2年生に配付し啓発を行います。また、ゲートキーパー養成講座を毎年開催し、自殺の現状や予防方法を学ぶことで適切な対応や支援につなげます。
	窓口や電話・SNS等によって、こども家庭センターに寄せられた様々な内容の相談に対応できる体制の充実と、適切な関係機関との連携により、こども・若者の自殺未然予防に努めます。
	「第2期宇美町自殺対策計画」に基づき、児童生徒が命の大切さを実感できる教育や社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進します。また、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。

(8) 子育て当事者への様々な支援

こどもや保護者の身近な相談体制の整備	妊娠期から子育て期まで切れ目なく寄り添う相談窓口であるこども家庭センターだけでなく、保育所等や幼稚園の子育て支援の施設や地域の居場所等において、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談支援体制の整備を行います。
親子交流支援	・未就学児の親子が交流できるよう子育て支援センターが主催するイベントや子育てサロンを実施し、仲間づくりや情報交換の機会を提供します。 ・こども療育センター「すくすく」に通っている保護者同士の交流の場を定期的に提供し、保護者の不安軽減や子育て支援を図ります。

事業の提供体制

▶ 幼児教育・保育（1～3号）

- 就学前児童に対して幼児教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。

【幼児教育・保育の認定区分】

認定区分	対 象 者	主に利用する施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

- 令和6年度現在、町内には認可保育所が7園、認定こども園が3園、幼稚園が3園、小規模保育施設が3園、家庭的保育施設が1園、届出保育施設が1園あります。
- 教育施設の定員数は、量の見込みを満たすことが可能である一方、保育施設の定員数は、量の見込みが多くなっている年齢もあるため、児童の受入れの弾力的な運用等により、柔軟にこどもを受け入れる体制づくりに努めます。

【幼児教育・保育（量の見込みと確保方策）】

(単位：人)

				R7	R8	R9	R10	R11
1号認定 2号認定 (教育の利用希望 が強い場合)	量の見込み			450	432	414	395	394
	確保方策	特定教育・ 保育施設	幼稚園	270	270	270	270	270
			認定こども園	100	100	100	100	100
			保育所	-	-	-	-	-
		特定地域型保育事業		-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園		575	575	575	575	575
		一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）		-	-	-	-	-
	差（確保方策－量の見込み）			495	513	531	550	551
2号認定	量の見込み			499	478	458	435	433
	確保方策	特定教育・ 保育施設	幼稚園	-	-	-	-	-
			認定こども園	160	160	160	160	160
			保育所	342	342	342	342	342
		特定地域型保育事業		-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園		-	-	-	-	-
		一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）		-	-	-	-	-
	差（確保方策－量の見込み）			3	24	44	67	69
3号認定	量の見込み			382	378	388	383	375
	確保方策	特定教育・ 保育施設	幼稚園	-	-	-	-	-
			認定こども園	90	90	90	90	90
			保育所	228	228	228	228	228
		特定地域型保育事業		62	62	62	62	62
		確認を受けない幼稚園		-	-	-	-	-
		一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）		-	-	10	10	10
	差（確保方策－量の見込み）			▲2	2	2	7	15

▶ 地域子ども・子育て支援事業

- 「地域子ども・子育て支援事業」とは、こどもやその保護者等を対象に、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法において、量の見込みと確保の方策を定めるべきとされた事業は次の表のとおりです。

【地域子ども・子育て支援事業（確保する事業量一覧）】

事業区分	事業概要		確保する事業量					
			単位	R7	R8	R9	R10	R11
時間外保育事業 (延長保育)	保護者の就労状況等により、保育所、認定こども園等において通常の保育時間を延長して保育を行います。		人	518	518	518	518	518
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かります。	一時預かり事業 (幼稚園在園児を対象)	人日	50,435	50,435	50,435	50,435	50,435
		保育所の一時保育	人日	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468
		ファミリー・サポート・センター事業 (就学前児童)	人日	60	60	60	60	60
病児保育事業	家庭で保育が困難な病気のこどもについて、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。		人日	475	475	475	475	475
子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）が、会員として子育てについて有償で相互援助を行う活動の連絡や調整を行います。		人日	27	27	27	27	27
子育て 短期支援事業	保護者の疾病、出産、出張、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、必要な保護を行います。（短期入所生活援助（ショートステイ）事業）		人日	48	48	48	48	48
地域子育て 支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。		人回	8,160	8,160	8,160	8,160	8,160
利用者支援事業	こどもやその保護者が身近な場所で、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行います。	特定型	か所	1	1	1	1	1
		地域子育て相談機関	か所	3	3	4	5	5
		こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

事業区分	事業概要	確保する事業量					
		単位	R7	R8	R9	R10	R11
乳児家庭全戸訪問事業	子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。	件数	223	224	215	206	198
養育支援訪問事業（母子保健）※	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	件数	45	43	41	40	38
妊婦健康診査事業	医療機関及び助産所において、妊婦健康診査補助券を使用し、健診を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげていきます。	人回	2,964	2,940	2,880	2,832	2,772
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	人	548	548	548	548	548
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。	人日	114	114	114	114	114
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。	人	0	0	0	20	20
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。	人	0	0	0	30	30
妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付を行うにあたり、妊婦やその配偶者等の抱える様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる相談支援事業です。	人回	1,729	1,715	1,680	1,652	1,617
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付事業です。	人日	-	16	16	15	15
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。	人日	48	46	44	42	40

※上記の養育支援訪問事業（母子保健）の他、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（児童福祉）を実施しています。（確保策の実施件数は養育支援訪問事業（母子保健）のみとしています。）



編集:宇美町 こどもみらい課

TEL: 092-933-0777 FAX: 092-933-0210

E-mail: kodomomirai@town.umi.lg.jp